



保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションの皆さまへ

相模原市のこども・ひとり親家庭等医療費助成における県外国民健康保険組合等被保険者に対する現物給付化について

相模原市が実施するこども・ひとり親家庭等医療費助成におきまして、これまで県外国民健康保険組合等被保険者につきましては現物給付による助成ができず、償還払いにより対応してきましたが、令和8年8月診療分（9月提出分）から神奈川県内の療養取扱機関を受診する際、現物給付が可能となりますのでお知らせいたします。

1 対象制度

こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

※ 重度障害者医療費助成につきましては、準備が整い次第現物給付化を実施します。

2 開始時期

令和8年8月診療分（9月提出分）から

3 対象保険者

神奈川県外の国民健康保険（国民健康保険組合を含む）

神奈川県外後期高齢者医療広域連合

4 対象医療機関等

神奈川県内の保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局、訪問看護ステーション

5 対象となる診療区分

医科・歯科・調剤・訪問看護療養費

※ 柔整等は保険者所在都道府県の連合会に請求するため、引き続き償還払いによる助成となります。

6 レセプト請求方法

神奈川県内の国民健康保険等被保険者の請求方法と同様です。

【事務担当】

相模原市こども・若者未来局子育て給付課

電話：042-704-8908